

施設使用規程

制定 平成 7. 1. 27

改正 平成12. 9. 14

平成21. 10. 28

令和 2. 9. 30

(趣 旨)

第1条 この規程は、岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）の教室、附属図書館、体育館、運動場、テニスコート等（以下「施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可)

第2条 本学の学生（以下「学生」という。）または、学生の団体が会合、集会、その他の目的（当該施設の本来の目的外に使用する場合）により施設を使用しようとするときは、学内施設使用許可願（別記様式）を学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、学長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、定期的に、又は、経常的に施設を使用しようとするときは、その日時又は期間を明示して、一括して許可を受けることができる。

3 学長は、第1項の許可をする場合において、必要な条件を付すことができる。

(使用時間)

第3条 施設の使用時間は、別表の定めるところによる。ただし、授業等による場合はこの限りでない。

2 特別の理由により、前項の時間外に使用しようとするときは、事前に管理責任者の許可を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第4条 施設の使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設内において、みだりに火気を使用しないこと。

(2) 所定の場所以外の場所で喫煙しないこと。

(3) 設備、器具、備品等を使用したときは、使用后、必ず所定の位置に返納すること。

(4) 使用後は、清掃、火気の点検、施錠等の後始末を確実に行うこと。

(5) その他、施設ごとの指示事項に従うこと。

(損害賠償)

第5条 施設を使用した者が、故意又は過失により、施設又はその設備、備品等を破損し、又は亡失したときは、学長の指示に基づき、現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(許可の取消し)

第6条 学長は、施設の利用者がこの規程又は使用許可の条件に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(学生以外の者の使用)

第7条 学生以外の者の施設の使用については、次の各号に掲げる場合に限り、これを認めるものとする。

- (1) 本学教職員が使用する場合
- (2) 本学卒業生が使用する場合
- (3) 公共、公益目的のために使用する場合
- (4) 学外の者が学生との共催により、会合、集会、課外活動を行うために使用する場合
- (5) その他、学長が特に必要と認める場合

2 第2条から第6条に至る規定は、前項による使用について、これを適用する。

(施設の開放)

第8条 地域社会の文化向上、体育の振興を図るため、本来の施設使用に支障のない範囲で、施設の開放を行う。

2 附属図書館については、別に定める。

(使用料金)

第9条 前条の規定により施設を使用する場合には、規定の電気料金を納付しなければならない。

2 前項にかかる必要な事項は別に定める。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、施設の使用について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成7年1月27日から施行する。
- 2 施設公開規程(昭和62年11月16日制定)は廃止する。
この規程は、平成12年9月14日から施行する。
- 3 この規程は、平成21年10月28日から施行する。
- 4 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

学 長	学生部長	事務局長	室 長	総 務 管 理 室	担 当

別記様式（第2条関係）

学 内 施 設 使 用 許 可 願

年 月 日

岐阜市立女子短期大学長

団 体 名 _____

代 表 者 (住所) _____

(氏名) _____

(Tel) _____

下記のとおり使用したいので、許可をお願いします。

1. 施設名 _____

2. 目 的 _____

3. 人 員 _____

4. 日 時 年 月 日 () ~

年 月 日 ()

毎週 曜日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分

5. その他

* この許可願に記入された個人情報は本学施設使用管理業務に使用するものです。
この目的以外の用途に利用することは一切ございません。